

趣旨

- ✓ 合成樹脂のポジティブリスト（安全が担保されたもののみが使用可。以下「PL」という。）については、令和5年11月30日に改正し、令和7年6月1日より施行される。
- ✓ PL制度が施行された後の規格基準のあり方については、平成30年より国衛研で設置した検討会で検討されており、改正方針が取りまとめられた。

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格



PL導入

+省令で、製造管理基準導入

B 器具又は容器包装一般の試験法

C 試薬・試液等

F 器具若しくは容器包装の製造基準

D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

E 器具若しくは容器包装の用途別規格（食品毎に規格を設定）

↑ 今回改正する規定は、赤枠内

改正の方針

(1) ポジティブリスト制度導入に伴う整理

- ① PL制度が導入されたため、食品毎に容器包装の規格を定めてリスク管理をするのではなく、PL制度（製造管理基準含む）+材質別規格での管理に一本化（これにより、安全性が確認され他の食品に使われている容器包装も使用可能となり、食品の安全性向上のための容器包装の開発等の促進が期待される。）。

【改正内容】E から清涼飲料水、乳・乳製品の容器包装の規格削除およびレトルト（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）の容器包装の一部規格を削除し、PL制度での管理を実施。

- ② PLの対象外となっている意図せず混入する物質等への適切なリスク管理措置を強化。

【改正内容】D に個別規格がない合成樹脂に、意図せず混入する物質等のリスク管理として「総溶出物規格」を導入。

※ 個別規格のある合成樹脂は蒸発残留物試験等で対応するため現状維持とするが、将来的には「総溶出物規格」の段階的導入を想定。

※ 溶出試験に用いる試験溶液（食品擬似溶媒）を対象食品に近いものにする改正も併せて実施。

(2) 一部の試験法の通知化

分析技術の進歩等に臨機応変に対応し、適時適切に規格の適否判断を行えるよう、機器分析により規格が判断できる試験法を告示から通知に移行

※ 規格と試験法が一体のもの（比色法等）は告示に残す。

(3) その他、文言の統一などの所要の改正

施行期日

審議会の審議、食品安全委員会の食品健康影響評価の後、PL施行にあわせ、令和7年6月1日施行予定